平成２３年（フ）第１１９５号
愛知県知多郡阿久比町大字白沢字北石根12番地４
債務者　居石　寛子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５５２号
名古屋市東区砂田橋２丁目１番Ａ―403号矢田川パークハウス
債務者　久冨　丁介
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５７７号
愛知県春日井市大留町５丁目28番地11
債務者　渡邉　雅美
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７３５号
名古屋市北区上飯田南町５丁目105番地　吉川荘５号
債務者　太田　幸雄
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７３８号
愛知県春日井市穴橋町３丁目８番地６　タウニー穴橋203、住民票上の住所名古屋市名東区西里町１丁目42番地
債務者　田中　勝子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７７６号
愛知県春日井市熊野町694番地３　サンライズ大国屋館春日井参番館901号
債務者　上村　敏夫
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７７７号
愛知県春日井市熊野町694番地３　サンライズ大国屋館春日井参番館901号
債務者　上村愛子こと　李　　愛子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５４７号
愛知県安城市住吉町荒曽根80番地３　ＩＫＯＩマンション102
債務者　大庭未希帆
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３６８号
大阪市東住吉区今川４丁目21番10号　ハイツ幸208号、申立時の住所滋賀県湖南市中央５丁目15番地１
債務者　渕端　幸子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４００号
滋賀県守山市大門町10番地２　ヴィラ守山106号
債務者　濵地　　繁
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０７号
滋賀県野洲市大篠原字野村2990―１、住民票上の住所大津市大江４丁目14番23号
債務者　アキモトこと　明本　勝治
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１５号
滋賀県草津市笠山３丁目18番24号
債務者　堀江　　明
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４２２号
滋賀県高島市安曇川町下小川131番地４
債務者　吉永　憲司
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４２４号
滋賀県草津市野村１丁目23番21号　ツインコーポＵ102号、前住所滋賀県草津市西大路町６番36号
債務者　齋藤　隆治
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３８号
滋賀県甲賀市信楽町牧1080番地６
債務者　佐治　妙子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３９号
滋賀県草津市笠山１丁目８番80―801号、前住所滋賀県草津市野路町2427番地７
債務者　平野　一枝
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７０号
大津市浜大津３丁目９番７号　グランコートビワコＤ―３
債務者　佐藤　昌美
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
大津地方裁判所民事部